

福岡県公報

平成二十年三月二十四日
第二千八百一號
増刊 ①

目次

規 則 (第十七号)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(緑化推進課) …………… 一

訓 令 (第五号)

福岡県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

(調査統計課) …………… 九

教育委員会

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督

(教育庁総務課) …………… 九

に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月二十四日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し及び同条中「鳥獣保護区特別保護地区内行為許可申請書」を「特別保護地区(特別保護指定区域)内行為許可申請書」に改める。

第二十五条の見出し及び同条中「変更登録申請書」を「狩猟者変更登録申請書」に改める。

第二十六条の見出し及び同条中「狩猟免許等再交付申請書」を「許可証等再交付申請書」に改める。

第二十八条の見出しを「(許可証等亡失届出書)」に改め、同条中「第十一条の第二項」を「第十二条第十項」に、「狩猟免許等亡失届出書」を「許可証等亡失届出書」に改める。

第三十三条第一項第一号及び第二項第一号中「鳥獣保護区特別保護地区内行為許可申請書」を「特別保護地区(特別保護指定区域)内行為許可申請書」に改める。

様式第十号、様式第十一号及び様式第十五号から様式第十七号までを次のように改める。

様式第10号 (第19条関係)

特別保護地区 (特別保護指定区域) 内行為許可申請書

福岡県知事 殿

年 月 日

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
住 所

電話番号 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

ふりがな 〇〇〇 〇〇〇
氏 名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の規定により鳥獣保護区特別保護地区 (特別保護指定区域) 内における行為の許可を受けたいので、同条第8項の規定により次のとおり申請します。

| | | | | |
|------------------------------------|---|------------------------------|------------------|--|
| 特別保護地区 (特別保護指定区域) の名称 | | | | |
| 行為の種類 | | | | |
| 行為の目的 | | | | |
| 行為の場所 | | | | |
| 行為の場所及びその付近の状況 | | | | |
| 林 況 (立木竹の伐採申請 をする場合のみ記入) | 林 種 (□にℓを付す) | □針葉樹林 □広葉樹林 □混交林 : □天然林 □人工林 | | |
| | 樹 種 | | 林 令 | |
| | 森林面積 | | 総蓄積(a) | |
| 施 行 方 法 | 建築物等の 設置又は埋 立て(干拓) 申請に係る 概要 | 建築物等の規模・構造 又は埋立て(干拓)面積 | | |
| | | 工事の方法 | | |
| | 立木竹の 伐採申請 に係る概要 | 伐採種別(□にℓを付す) | □皆 伐 □単木択伐 □群状択伐 | |
| | | 伐採樹種 | | |
| | | 伐採面積(本数) | 平均樹令 | |
| | | 平均胸高直径 | 伐採材積(b) | |
| 伐採材積歩合(b/a) | | % | | |
| 関連行為の概要 | | | | |
| 建築物等の工事施行後の周辺、伐採跡 地、埋立て(干拓)後の取扱 | | | | |
| 予 定 日 | 着 手 | 年 月 日 | | |
| | 完 了 | 年 月 日 | | |
| 備 考 | | | | |

記載上の注意事項

(1) 「備考」欄には次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付け、番号及び付された条件

(2) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

添付図面 (水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置に係る申請のみ添付)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真
(近景、遠景の写真及び行為の場所との関係を明らかにした撮影位置図)

(3) 行為の実施方法の表示に必要な図面

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第11号 (第20条関係)

| 損失補償請求書 | |
|--|--|
| 福岡県知事 殿 | 年 月 日 |
| 住所 | 〒 — — 印 |
| 電話番号 | — — |
| ふりがな 氏名 | |
| (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) | |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条第1項の規定により損失補償を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり請求します。 | |
| 鳥獣保護区等の名称 | 鳥獣保護区 (特別保護地区) |
| 補償請求の原因となつた行為・箇所 | <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に基づく鳥獣保護区内の鳥獣保護の施設の設置 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項に基づく特別保護地区内の行為の申請に係る不許可 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第10項に基づき同条第7項の許可に条件を付せられたこと 箇所： |
| 補償請求の理由 (損失の内容・程度など) | |
| 補償請求額の総額 | |
| 補償請求額の内訳 | |
| 備考 | |

- 注 1 補償請求の原因となつた行為については、該当する項目の□にレ印を付けること。
 2 施設の設置による損失に対する補償請求の場合は、請求額を土地及び木竹に区分して明示すること。
 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第15号 (第24条関係)

(表)

| | |
|------------------|--|
| ※登録番号 | |
| ※狩猟免許 | |
| ※損害の賠償 | |
| ※放鳥獣猟区の区域の登録の有無 | |
| ※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 | |

| | |
|-------|--|
| ※整理番号 | |
|-------|--|

| | | |
|----------|--|-----|
| 狩猟者登録申請書 | | 写 真 |
| 福岡県知事 殿 | | |
| 年 月 日 | | |

| | |
|-----|----------------------------|
| 住 所 | (〒 -) 電話番号 (- -) |
|-----|----------------------------|

| |
|------|
| 収入証紙 |
|------|

| | |
|------|--|
| ふりがな | |
|------|--|

| | |
|-----|---|
| 氏 名 | 印 |
|-----|---|

| | |
|------|--------|
| 生年月日 | 年 月 日生 |
|------|--------|

下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。

記

- (1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入。
 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)

| | | | | | | |
|---------------------------|--|---------|----|-----------|-------|---------|
| □ 網 猟 免許 に 係 る 登 録 | 1 網 | 都道府県知事名 | 知事 | 交 付 年 月 日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 |
| | | | | | | |
| □ わ な 猟 免 許 に 係 る 登 録 | 2 わな | 都道府県知事名 | 知事 | 交 付 年 月 日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 |
| | | | | | | |
| □ 第 1 種 銃 猟 免 許 に 係 る 登 録 | 3 ライフル銃 4 散 弾 銃 5 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) | 都道府県知事名 | 知事 | 交 付 年 月 日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 |
| | | | | | | |
| □ 第 2 種 銃 猟 免 許 に 係 る 登 録 | 所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許 | | | | | |
| | 6 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) | 都道府県知事名 | 知事 | 交 付 年 月 日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 |

(裏)

| | | | | | |
|---|------------------------------|---------------------------|---------|---------|-------|
| (2) 狩猟をしようとする場所 | | | | | |
| 1 県の区域全部 | | 2 放鳥獣猟区の区域 | | | |
| (3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記入する。） | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない | | 対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 () | | | |
| (4) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。） | | | | | |
| 免許の効力の停止の有無 | 1 有 2 無 | 停止の期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| (5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合） | | | | | |
| 第1種 銃猟免許 | ライフル銃 | 猟銃・空気銃 所持許可証番号 | 号 | 交付年月日 | 年 月 日 |
| | 散弾銃 | | | | |
| 空気銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。) | | | | | |
| 第2種 銃猟免許 | 空気銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。) | | | | |
| (6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項 | | | | | |
| 共済事業 | 法人名 | 対象損害 | 給付額 | 被共済の期間 | |
| 損害保険契約 | 保険会社名 | 対象損害 | 保険金額 | 被保険期間 | |
| 資産保有 | | | | | |
| (7) 職業 | | | | | |
| <input style="width: 500px; height: 30px;" type="text"/> | | | | | |
| 1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 | | | | | |
| 4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業従事者 | | | | | |
| 8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業従事者 10 単純労働者 | | | | | |
| 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 | | | | | |
| 14 無職 | | | | | |
| 記載上の注意事項 | | | | | |
| 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。 | | | | | |
| 2 文字は、かい書で明りょうに記載すること。 | | | | | |
| 3 (2)は、該当番号を○で囲むこと。 | | | | | |
| 4 (6)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。 | | | | | |
| 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別の欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載するものとする。 | | | | | |
| 6 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。 | | | | | |
| 添付書類 | | | | | |
| 1 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面 | | | | | |
| 2 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚 | | | | | |
| 3 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類 | | | | | |
| 備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。 | | | | | |

様式第16号 (第25条関係)

(表)

| | |
|-----------------|--|
| ※登録番号 | |
| ※狩猟免許 | |
| ※損害の賠償 | |
| ※放鳥獣猟区の区域の登録の有無 | |

※整理番号

狩猟者変更登録申請書

福岡県知事 殿

写真

年 月 日

| | |
|----------------------|------------------------|
| 住所 | (〒 -) 電話番号 (- -) |
| ふりがな | |
| 氏名 | 印 |
| 職業 | |
| 生年月日 | 年 月 日生 |
| 変更しようとする狩猟者登録証の番号 | 号 |
| 変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日 | 年 月 日 |

収入証紙

下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。

記

(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入(変更がある場合のみ記入)。

なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)

| | | | | | | | |
|----------------|--|-----------------------------|----|-------|-------|---------|---------|
| □ 網猟免許に係る登録 | 1 網 | 都道府県知事名 | 知事 | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 | |
| | | | | | | | |
| □ わな猟免許に係る登録 | 2 わな | 都道府県知事名 | 知事 | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 | |
| | | | | | | | |
| □ 第1種銃猟免許に係る登録 | 3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) | 都道府県知事名 | 知事 | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 | |
| | | | | | | | |
| □ 第2種銃猟免許に係る登録 | 6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) | 所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許 | | | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 |
| | | 都道府県知事名 | 知事 | | | | |

(裏)

(2) 変更をしようとする場所 (変更がある場合のみ記入)

1 県の区域全部

2 放鳥獣猟区の区域

(3) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無

1 有
2 無

停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種猟銃免許又は第2種猟銃免許の場合)

| | | | | | |
|-------------|--------------------------|-------------------|---|-------|-------|
| 第1種 猟銃免許 | ライフル銃 | 猟銃・空気銃 所持許可証番号 | 号 | 交付年月日 | 年 月 日 |
| | 散弾銃 | | | | |
| | 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) | | | | |
| 第2種 猟銃免許 | 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) | | | | |

記載上の注意事項

- 1 狩猟者変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、かい書で明りょうに記載すること。
- 3 (1) 及び (2) については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は記入しないこと。
- 4 (2) は、該当番号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。
- 6 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚
- 2 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第17号 (第26条、第27条及び第28条関係)

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | 年 月 日 | |
| 福岡県知事 殿 | | 住所等変更届出書 許可証等亡失届出書 許可証等再交付申請書 | |
| 住所 | (〒 -) 電話番号 - - | 収入証紙 | |
| ふりがな | | | |
| 氏名 | 印 | | |
| 生年月日 | 年 月 日 生 | | |
| 職業 | | | |
| <p>(該当項目の□にレ印を付す)</p> <p><input type="checkbox"/> 住所・氏名等に係る区分の変更届出書(※1) 下記のとおり住所等の変更をしたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(第46条第1項、第61条第4項)又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(第7条第11項、第7条第12項、第11条の2第9項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項、第42条第5項)の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届出書(※2) 下記のとおり変更があったので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(第7条第13項、第7条第14項、第11条の2第10項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第50条、第65条第10項)の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 再交付申請 下記のとおり狩猟免許等を亡失(滅失、汚損、破損)したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(第9条第9項、第15条第7項、第19条第6項、第24条第6項、第35条第8項、第46条第2項、第61条第5項)又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(第11条の2第7項)の規定により狩猟免許等の再交付を申請します。</p> | | | |
| 狩猟免許等の種類 | (該当項目の□にレ印を付す) <input type="checkbox"/> 狩猟免許 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 鳥獣の捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 承認証(対象狩猟鳥獣) <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 鳥獣飼養登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 承認証(特定猟具使用) | | |
| 番号 | | | |
| 交付年月日 | 年 月 日 | | |
| 変更・亡失年月日 | 年 月 日 | | |
| ※1 | 変更事項 | (該当項目の□にレ印を付す) <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証番号及び交付年月日 <input type="checkbox"/> 使用しようとする猟具 <input type="checkbox"/> 狩猟免許の効力停止 | |
| | 変更内容 | 旧 | 新 |
| ※2 | 変更事項 | (該当項目の□にレ印を付す) <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員となった。 <input type="checkbox"/> 当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった。 | |
| 亡失又は再交付の理由 | | | |

(注) 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
2 ※1印の欄は、住所・氏名等の変更届出を行おうとする場合に限り記入すること。
なお、変更届には、住所、氏名の変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写等)を添付すること。
(届出書の提出に際して上記書類の提示を行うことでも足りる。)
※2印の欄は、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届け出に限り記入すること。
3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓令

福岡県訓令第五号

福岡県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

福岡県統計事務取扱規程（昭和三十八年九月福岡県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「企画振興部調査統計課長」を「企画・地域振興部調査統計課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月二十四日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十五年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条」を「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）以下「法」という。（第一条）に改める。

第二条の見出し中「手続」を削り、同条第一項中「公益信託」を「法第二条第一項の

規定により公益信託」に、「をしよう」を「の許可を受けよう」に改め、同項第二号中

「信託行為」の下に「の内容を示す書類」を加え、同項第四号中「及び印鑑証明書」を

削り、同項第五号中「信託管理人」の下に「を置く場合にあつては、信託管理人」を加

え、「履歴書及び印鑑証明書」を「及び履歴書」に改め、同項第六号中「あつて」を

「あつて」に、「履歴書及び印鑑証明書」を「及び履歴書」に改め、同項第七号及び

第八号中「信託財産」の下に「に属する財産」を加え、同項第九号中「後二年」を「当

初の信託事務年度及び翌信託事務年度」に改め、同条第二項中「第三号及び第四号」を

「第三号から第五号まで」に、「又は受託者」を「受託者又は信託管理人」に、「あ

つて」を「あつて」に改める。

第三条中「し、その交付は、信託財産の処分行為を証する書類の提出と引換えに行つ

ものと」を削る。

第四条を削る。

第五条の見出し中「に係る公示」を「の移転」に改め、同条中「当該信託財産に係る

財産権移転の公示及び信託法第三条に規定する公示を行い、その旨の報告書に財産目録

並びに信託財産の公示を証する登記所、銀行等の証明書類」を「第二条第一項第七号

の財産目録記載の財産の移転を受け、その移転を終わった後一月以内に、これを証する

登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の謄本」に改め、「添付して、」の下に「その

旨を」を加え、同条を第四条とする。

第六条（見出しを含む。）中「会計」を「信託事務」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「会計」を「信託事務」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「会計」を「信託事務」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「遅滞なく前」を「遅滞なく、前信託事務」に改め、同条を第八条とする

。第十条中「あつた」を「あつた」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の見出し中「条項」及び「手続」を削り、同条第一項中「委託者若しくはそ

の相続人、受託者又は信託管理人は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別

の事情により、信託条項の変更を必要とする場合には、変更申請書に」を「受託者は、

法第五条第一項の特別の事情が生じたとき、」に改め、「添付して、」を削

り、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項第一号中「条項」を削り、

同項第一号中「条項」及び「比較」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「信託条項の変更」を「前項の信託の変更」に、「第一項各号」を「同項各号」に、「その変更に係る第二条第一項第七号から第九号までの書類を申請書」を「変更後の事業計画書及び収支予算書並びに財産目録」に改め、「この場合において、同項第九号中「引受け後」とあるのは、「信託条項変更後」と読み替えるものとする。」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第十条とする。

第十二条の見出し中「手続」を削り、同条中「やむを得ない事由」を「法第七条の規定」に、「辞任しよう」を「辞任の許可を受けよう」に改め、同条第二号中「財産及び収支の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条第三号中「新」を「新たな」に改め、同条を第十五条とし、第十条の次に次の四条を加える。

(信託の変更の許可の申請)

第十一条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- 二 信託の変更をする根拠となる信託法（平成十八年法律第八号）の規定（同法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 三 信託の変更後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更の内容が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書並びに財産目録を添付しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第十二条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 信託の併合を必要とする事由を記載した書類
- 二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第一百五十一条第三項の別段の定

めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

- 三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第二条第一項第五号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同項第九号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第十三条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類
- 二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第一百五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第十四条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類
- 二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第一百五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第二条第一項第五号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同項第九号中「引受け」とあるのは「新規信

「託分割」と読み替えるものとする。

第十五条中「新」を「新たな」に、「公示」を「移転」に、「第五条」を「第四条」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条の見出し中「新」を「新たな」に改め、「手続」を削り、同条中「委託者若しくはその相続人、信託管理人、運営委員会等の構成員又は信託財産に対する債権を有する者その他の利害関係人」を「委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員」に、「受託者が欠けることとなる場合において、教育委員会に対し新」を「信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな」に改め、同条第二号中「信託財産及び収支の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第二条第一項第四号」を「新たな受託者となるべき者に係る第二条第一項第四号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加え、同条を第十八条とする。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

第十三条の見出し中「手続」を削り、同条中「若しくはその相続人」を削り、「受託者の任務違反その他重要な事由」を「信託法第五十八条第四項及び法第八条の規定」に改め、「教育委員会に対し」を削り、同条第二号中「新」を「新たな」に改め、同条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(検査役の選任の申請)

第十六条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 選任を請求する事由を記載した書類

二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第十六条の見出し中「手続」を削り、同条中「教育委員会に対し」を「信託法第二百一十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条の規定により」に改め、同条第二号中「第二条第一項第五号」を「信託管理人となるべき者に係る第二条第一項第五号」に改め、同条を第二十五条とし、第十九条の次に次の五条を加える。

(信託財産管理命令の申請)

第二十条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産

管理者による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産管理命令」という。

)を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第二十一条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二 許可を受けようとする事由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第二十二条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 辞任しようとする事由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の

状況を記載した書類

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の申請)

第二十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八

条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 解任を請求する事由を記載した書類

二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の申請)

第二十四条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 受託者の死亡の事実を記載した書類

二 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類

三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第十七条見出し中「手続」を削り、同条中「若しくはその相続人又は受託者は、信託管理人の任務違反その他重要な事由により、教育委員会に対し」を、「又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により」に改め、同条第二号中「新」を「新たな」に改め、同条を第二十七条とし、第二十五条の次に次の一条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十六条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 辞任しようとする事由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の

状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

第十八条第一項中「第五条、第七条から第十条まで、第十五条及び第二十二條を」、第四条、第六条から第十条まで、第十九条及び第三十三條」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「あつて」を「あつて」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「受託者の職業」を「受託者の氏名、職業」に、「あつた」を「あつた」に、「あつて」を「あつて」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十六條」を「第二十五條」に、「あつた」を「あつた」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「あつた」を「あつた」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同条第二項中「第四号又は第五号」を「第三号又は第四号」に改め、同条を第三十条とし、第二十七条の次に次の二条を加える。

(新たな信託管理人の選任の申請)

第二十八条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第一項第五号に掲げる書類

(信託の終了の申請)

第二十九条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 信託の終了を請求する事由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の

状況を記載した書類

三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第十九条の見出し中「等」を削り、同条中「表の上欄」を「各号」に改め、「当該下欄に定める期間保存し」を削り、同条の表を削り、次の十二号を加える。

一 信託行為及びこれに附属する書類

- 二 利害関係人の名簿、履歴書及び選任に関する書類
- 三 財産目録、貸借対照表並びに資産及び負債に関する台帳
- 四 許可及び認可に関する書類
- 五 信託管理人の職務執行に関する書類
- 六 運営委員会等の議事録
- 七 事業報告書及び収支決算書
- 八 事業計画書及び収支予算書
- 九 会計帳簿及び証拠書類
- 十 登記及び登録に関する書類
- 十一 処務日誌
- 十二 教育委員会との往復文書

第十九条に次の二項を加え、同条を第三十一条とする。

2 受託者は、前項各号に掲げる書類及び帳簿の備付けに代えて当該書類及び帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付けを行うことができる。この場合において、受託者は、次の各号のいずれかの方法により備付けを行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する方法
- 二 書類及び帳簿に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもつて調製する方法

3 受託者は、前項の規定により電磁的記録の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、当該受託者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書類を作成することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

第二十条第一項中「信託法第六十七条及び第六十九条第一項」を「法第三条及び同法第四条第一項」に改め、同条第二項中「信託法第六十九条第一項」を「法第四条第一項

」に改め、同条第三項中「信託法第六十七条」を「法第四条第一項」に改め、同条第三十二条とする。

第二十一条を削る。

第二十二條を第三十三條とし、同条を次のように改める。

（公益信託終了の報告等）

第三十三條 受託者は、信託が終了したときには、終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を、教育委員会に提出しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、次の各号に掲げる書類を添えた報告書を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業実績及びこれに伴う収支決算に関する報告書
- 二 信託の清算結了時における財産目録
- 三 残余財産の処分に関する書類

第二十三条を削る。

第二十四条の見出し中「手続」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「信託の終了に伴う残余財産の処分について信託行為の定めるところにより教育委員会」に改め、同項を同条とし、同条を第三十四条とする。

第二十五条の前の見出し及び同条を削る。

第二十六条に見出しとして「（補則）」を付し、同条を第三十五条とする。

附則第二項中「よつて」を「よつて」に改める。

別記様式を次のように改める。

（表）

| 第 号 | 検 査 員 証 |
|--|------------|
| 右の者は、福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第三十二条に規定する検査員である。 | 職名 氏 名 |
| 年 月 日交付 | 福岡県教育委員会 印 |
| 「有効期間 | 年 月 日から |
| 年 月 日まで」 | |

(裏)

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(抜粋)

(業務の監督)

第三十二条 教育委員会は、法第三条及び同法第四条第一項の規定により、受託者に対し報告を求め、又は資料を提出させることができ、また、職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

4 第一項の規定により、職員が実地検査をする場合については、その身分を示す別記様式による証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(注) 右記中、「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)」を「法」という。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)